



家畜改良増殖法を遵守しましょう

今般、家畜人工授精用精液又は家畜体外受精卵の譲渡時から1～4週間後にその証明書を送付していた事案及び、本来添付すべきものと異なる証明書を添付した家畜人工授精用精液の譲渡が行われた事案が判明しました。家畜改良増殖法では、第14条第1項及び第2項により、証明書の添付されていない家畜人工授精用精液、受精卵の譲渡や注入等を禁止しています。

- 凍結精液・受精卵と証明書は一体的に取り扱う
- 所有者変更・使用後は、証明書裏面へ遅滞なく記入
- AI・ETしたら、家畜人工授精簿を遅滞なく記入し、
精液等の証明書と空ストローを添付して保管（5年間）
- 授精証明書を交付した時は、写しを保管（5年間）
- 液体窒素タンクの保管場所にはしっかりと施錠
- 家畜人工授精所でなければ、以下は行えません！
 - ・精液、受精卵の譲渡、販売
 - ・他者の飼養する家畜へのAI・ET

家畜人工授精所の開設者はさらに……

- 譲渡等記録簿を作成、保管（10年間）
- 運営状況報告を家保へ毎年提出



飛騨家畜保健衛生所（飛騨総合庁舎内）

〒506-8688 高山市上岡本町7-468 E-mail: c24508@pref.gifu.lg.jp

TEL: 0577-33-1111（内線404） FAX: 0577-32-9019

※閉庁時には「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」
の案内メッセージに従って対応をお願いします。